

第 2 号 (令和 4 年 1 2 月 1 6 日)

会 議 録

定 例 会

(再開)

令和4年12月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

令和4年12月16日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和4年12月16日午前 9時59分 議長 西島寛道

閉会 令和4年12月16日午前11時02分 議長 西島寛道

応招議員

1番	鎌田	隆宏	2番	小割	直彦
3番	田中	保美	4番	奥田	俊夫
5番	脇本	尚憲	6番	谷田	利一
7番	西島	寛道	8番	岡田	久雄
9番	谷田	みさお	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	鎌田	隆宏	2番	小割	直彦
3番	田中	保美	4番	奥田	俊夫
5番	脇本	尚憲	6番	谷田	利一
7番	西島	寛道	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

欠席議員

8番 岡田 久雄

会議録署名議員の氏名

1番 鎌田 隆宏                      5番 脇本 尚憲

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 森田 肇                      議会書記 梶田 篤志

議会書記 辻井 祐介                      議会書記 林田 夕加

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 汐見 明男                      副町長 島田 智雄

参 与 西垣 義郎  
理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘  
理事兼住民福祉課長事務取扱 花木 秀章  
理 事 中島 一也  
社会教育課長・  
山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務 中坊 玲子

教 育 長 中田 邦和  
理事兼地域創生推進室長事務取扱 山本 勇人  
理事兼建設課長事務取扱 柳原 健二  
企 画 財 政 課 長 寺井 佳孝

#### 議事日程

別紙のとおり

#### 会議に付した事件

別紙のとおり

#### 会議の経過

別紙のとおり

# 令和4年12月井手町議会定例会

## 議 事 日 程〔第2号〕

令和4年12月16日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 報告第11号 専決処分の報告について
- 第3 議案第46号 井手町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件
- 第4 議案第48号 井手町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件
- 第5 議案第49号 井手町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第6 議案第50号 京都府市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第7 議案第58号 工事請負契約について同意を求める件
- 第8 議案第59号 工事請負契約変更について同意を求める件
- 第9 議案第60号 工事請負契約変更について同意を求める件
- 第10 議案第61号 財産取得について同意を求める件
- 第11 議案第62号 財産取得について同意を求める件
- 第12 発議第7号 G I G Aスクール構想による一人1台端末や通信環境の整備・維持、I C Tを活用した教育の振興のための恒常的な国の支援策の創設に関する意見書
- 第13 閉会中の継続調査の申出について

## 議事の経過

議長（西島寛道） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集ご苦労さまでございます。

本日の会議に岡田久雄議員から欠席届が出ておりますので、ご報告申し上げます。

ただいまから令和4年12月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

町長より、議案第59号として、工事請負契約変更について同意を求める件が、議案第60号として、工事請負契約変更について同意を求める件が、議案第61号として、財産取得について同意を求める件が、議案第62号として、財産取得について同意を求める件が、報告第11号として、専決処分の報告についてが追加提案として提出されております。また、奥田俊夫議員より、発議第7号、GIGAスクール構想による一人1台端末や通信環境の整備・維持、ICTを活用した教育の振興のための恒常的な国の支援策の創設に関する意見書が提出されておりますので、皆様のお手元に配付いたしました。なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしく審議願います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、鎌田隆宏議員、5番、脇本尚憲議員を指名いたします。

次に、日程第2、報告第11号、専決処分の報告についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法第180条第2項に基づく報告事項ですので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、報告第11号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記といたしまして、工事請負契約変更の件であります。

次のページをご覧ください。

専決処分書であります。工事請負契約変更の件。工事請負契約変更について、別紙のように定める。上記のことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものとする。

今回、新庁舎の電気設備工事において、1階中会議室への音響設備の追加及び防火扉への電子錠の設置並びに工期延長による現場管理費等の関連経費の増加により変更するものでございます。

それでは、次ページをご覧ください。

工事請負契約変更の件。井手町新庁舎建設（電気設備）工事について、地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり工事請負契約の変更を専決処分する。

記といたしまして、1、契約の対象、3井総第6号、井手町新庁舎建設（電気設備）工事。2、変更契約金額、金3億6,137万6,400円、うち取引に係る消費税額、金3,285万2,400円。3、今回変更による額、金497万6,400円、うち取引に係る消費税額、金45万2,400円。4、契約の相手方、京都府綴喜郡井手町大字井手小字北猪ノ阪6、株式会社小川電気商会、代表取締役、小川督氏。5、契約の方法、一般競争入札による契約。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 以上で報告第11号、専決処分の。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 恐れ入ります。3の今回変更による減額となっておりますけれども、増額ということでございます。訂正をさせていただきたいと思っております。

議長（西島寛道） 次に、日程第3、議案第46号、井手町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） それでは、議案第46号、井手町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、令和5年1月20日を予定しておりますコンビニ交付サービスの開始に伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、2ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数466、第6条、印鑑登録申請の不受理の規定でありまして、字句の整備であります。

続きまして、例規ページ数467、第15条、印鑑登録証明書の交付申請の規定及び、次のページをご覧ください、例規ページ数468、第17条、印鑑登録証明の拒否の規定でありまして、多機能端末において交付を可能とすることに伴う条文の整備であります。

それでは、1ページに戻っていただきまして、附則であります。

この条例は、令和5年1月20日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　　印鑑登録証がコンビニ等から申請できるということですが、すけれども、大体年間どのくらい印鑑登録の申請があるのか。コンビニからの申請となると、手数料が要すると思うんですけれども、それは誰が負担するのか。どのくらいの件数を見込んでおられるのか。

ほかに、印鑑登録証だけではなくて、コンビニから申請すれば取れる、町のいろいろな住民票とか、納税証明とか、ほかに何ができるようになっているのかお尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　　花木住民福祉課長。

理事（花木秀章）　　ご質問にお答えいたします。

年間の印鑑証明の件数につきましては、昨年度、令和3年度の実績でございますが、2,078件でございます。

次に、費用の負担ということではありますが、それは住民の方が申請すると

きにお支払いする費用ということによろしいでしょうか。

9番（谷田みさお） それだけでいいのか、コンビニを使うことに対する費用は。

理事（花木秀章） 証明書の発行につきましては300円お支払いいただくこととなります。実際の発行にかかる費用ということでございますと、まず1通当たりですが、J-LIS、地方公共団体情報システム機構にお支払いする金額が、システム利用料として180円、コンビニの業者に委託料として117円となります。

件数の見込みにつきましては、前年度と年間で、証明書になりますので、あとは利用される方の頻度によるものと思われま。

次に、ほかに何が発行できるかということにつきましては、今回、印鑑登録証明書と住民票の写しの二つの種類になります。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第46号、井手町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第46号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第48号、井手町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） それでは、議案第48号、井手町手数料徴収条例の一部



を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、令和5年1月20日を予定しておりますコンビニ交付サービスの開始に伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、2ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町手数料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数2135、第6条、免除の規定でありまして、多機能端末による証明書等の交付手数料を免除の規定から除外することに伴う条文の整備であります。

それでは、1ページに戻っていただきまして、附則であります。

この条例は、令和5年1月20日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　先ほどの印鑑証明も一緒ですけども、多機能端末機というものを使用するのに、委託料という説明があったので、これも同じことだと思っんですけども、どこに委託するんですか。どこと委託契約を結ぶんですか。

これは職権とかであったら減免することができませんということだから、手数料は頂きますということになると思うんですけど、コンビニでできるということは、コンビニが開いている時間は24時間、年末年始も含めて、いつでもできるということなのか、それはやはり制限があるということなのか、お尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　花木住民福祉課長。

理事（花木秀章）　ご答弁申し上げます。

まず、このシステムの利用につきましては、地方公共団体情報システム機構を通して行うものでございます。

次に、時間の関係でございます。利用時間につきましては、午前6時30

分から午後２３時までとなっております。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから議案第４８号、井手町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第４８号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第４８号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第５、議案第４９号、井手町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 柳原建設課長。

理事（柳原健二） それでは、議案第４９号、井手町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

井手町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の条例制定につきましては、宇治都市計画山城多賀駅西側地区地区計画を新たに定めたことに伴い、地区計画区域内における建築物の制限を定めた本条例の一部改正を行うものであります。

次に、２ページをご参照願います。井手町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表にてご説明申し上げます。

例規ページ数３４３１の３ページ、別表第１（第２条関係）であります。

地区整備計画区域の名称欄に、新たに「山城多賀駅西側地区地区整備計画区域」を加え、区域欄に「都市計画法第20条第1項の規定により告示された宇治都市計画山城多賀駅西側地区地区計画のうち、地区整備計画が定められた区域」を加えるものであります。

次ページを参照願います。次に、例規ページ数3431の4ページ、別表第2（第3条―第7条関係）であります。5ページから8ページも併せて参照願います。

地区整備計画区域の名称欄に「山城多賀駅西側地区地区整備計画区域」を加え、計画地区の名称欄につきましては、名称はありませんので、ハイフンを入れております。建築してはならない建築物欄に「次の各号に掲げる建築物以外の建築物」、(1)号から(8)号を加え、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度欄に「6/10」を加え、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度欄に「20/10」を加え、建築物の敷地面積の最低限度欄に115平方メートルを加え、建築物の高さの最高限度欄に「建築物の各部分の地盤面からの高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は、隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10mを加えたもの以下であって、かつ、15mをこえてはならない。」を加えるものであります。

1ページに戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　1ページでいいますと、この号に掲げる建築物以外の建築物ということですから、ここにあるものは建ててもよいということになるということですか。そうすると、この中でも特に今、誘致が検討されているような施設があるのかどうか。それと、15メートルというと何階建てに相当するのか。

それに付随してですけど、出店の協議の中で、営業時間が近隣の者として

は大変気になるんですけれども、例えば飲食店ができるとして、朝から夜までどのくらいで営業されるのかというのが大変気になります。そういう協議がもし進んでいるなら、ご説明を頂きたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 柳原建設課長。

理事(柳原健二) ご質問にお答えいたします。

誘致企業についてでございますが、現在、本地区計画のところに新店予定の企業と申しますか、種類としましては、スーパーマーケット、クリーニング店、コインランドリー、100均ショップ、ドラッグストアを予定しております。まだテナントの余裕はあるんですけれども、現在事業者の方で調整をされているところと聞いております。

続きまして、高さ制限の15メートルは何階に相当するかというところですが、建物によって違いはあるかと思っておりますけれども、一般的に言われているのは大体、3メートルを1階としまして、5階程度に相当するかと考えられます。

あと、出店の時間につきましては現在、事業者の方でまだ調整中ですので、正確な時間については分かりかねるところでございます。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから議案第49号、井手町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第49号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第50号、京都府市町村職員退職手当組合規約の変更につ

いてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) それでは、議案第50号、京都市町村職員退職手当組合規約の変更についてご説明申し上げます。

京都市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

なお、今回、京都市町村職員退職手当組合の構成団体の名称変更がされることに伴い、規約を変更するものでございます。

2ページをご覧ください。京都市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約新旧条文対照表であります。

当該対照表は退職手当組合議会の様式にて上程させていただいておりますので、現行が左側に、変更(案)が右側に記載されております。

別表(第2条関係)でありまして、名称の変更による改正でございます。

1ページをご覧ください。附則でございます。

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから議案第50号、京都市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決します。

議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第58号、工事請負契約について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 柳原建設課長。

理事(柳原健二) それでは、議案第58号、工事請負契約について同意を求める件についてご説明申し上げます。

合藪ポンプ場ポンプ設備更新その3工事について、下記のとおり工事請負契約をしたいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により同意の議決を求める。

記としまして、1、契約の対象、4雨水第6号、合藪ポンプ場ポンプ設備更新その3工事。2、契約金額、金9,522万7,000円、うち取引に係る消費税額、金865万7,000円。3、契約の相手方、大阪府大阪市住之江区南港北1丁目7番89号、日立造船株式会社、取締役社長、三野禎男氏。4、契約の方法、一般競争入札による契約。

なお、今回の工事請負契約につきましては、合藪ポンプ場2号機の減速機を更新する工事であります。

また、工期につきましては、令和5年11月30日までを予定しております。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) この工事は、一旦入札をかけたけれども、その工期ではできないという申出があって、改めて工期を延長してやり直されたということだと思っておりますけれども、今回、11月30日まで繰り越してやるということだと思っておりますが、それならば確実にできるということなのか、なぜ前の工期ではできないとおっしゃっていたか、その理由と、今回この期間で確実にできるという根拠をお願いします。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 柳原建設課長。

理事（柳原健二） 答弁いたします。

おっしゃるとおり、最初は8月に入札の手続をしておったのですが、確認すると、資材の調達の関係等もあって、年度末までの工期ではできないということでしたので、入札を取りやめております。

今回いろいろと調査いたしまして、工期の確保を、11月頃までであれば十分できるということで、確認した上で工期を設定して発注手続をしているところでございます。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） それでできるんだったら、結構なんですけど、何が入らないというか、資材の調達とおっしゃったので、どういうもので業者も苦労されているのか、特殊な部品を使ったり、そういうことがあるのか、何が入らないんでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 柳原建設課長。

理事（柳原健二） 答弁いたします。

入らないというだけではございませんで、減速機は非常に大きな構造物で、部品もたくさんございます。その中で、8月の発注、入札時期であれば3月までは間に合わないけども、今回の発注で11月頃までの工事であれば、製作の方なりに、十分工期的に間に合うということで、確認した上で発注しているところでございます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） そういう説明を聞いたら、そもそも8月から年度末という役場側の工期の設定が最初から無理だったんじゃないかという話になってくるじゃないですか。何か資材が入らないとかいうんだったら分かります。でも、部品が多いとか、減速機は大きなものだとか、複雑だとかいうことは最初から分かっているわけで、こういう予算を設定するときに、設計をこちら側でもするわけです。このぐらいの額でできるんじゃないか、この工期で

できるんじゃないかということで入札をかけるんでしょう。そもそもが、資材不足とかいうんじゃないくて、無理な工期を最初から町が設定したというんだったら、ほかのいろんな設計についても見直ししていかないといけないと思うんです。それは大丈夫なんでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 柳原建設課長。

理事(柳原健二) お答えいたします。

先ほど、確かに減速機の機械が大きいだとか、材料が細かいという話はさせていただきますけれども、もう1点、やはりいろいろ経済的な事情等もありまして、世界の事情もありまして、部品等が入りにくいといった情報も聞かせていただいておりますので、そういったことも加味して、工期が間に合わなかったと判断しております。

議長(西島寛道) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第58号、工事請負契約について同意を求める件を採決します。

議案第58号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第58号は同意することに決定しました。

次に、日程第8、議案第59号、工事請負契約変更について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) それでは、議案第59号、工事請負契約変更について同意を求める件につきましてご説明申し上げます。



井手町新庁舎建設（建築・機械設備）工事について、下記のとおり請負契約を変更したいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により同意の議決を求める。

記といたしまして、1、契約の対象、3井総第5号、井手町新庁舎建設（建築・機械設備）工事。2、変更契約金額、金16億9,689万9,600円、うち取引に係る消費税額、金1億5,426万3,600円。3、今回変更による増額、金3,272万7,200円、うち取引に係る消費税額、金297万5,200円。4、契約の相手方、京都市中京区烏丸通二条下る秋野々町513、奥村・中和特定建設工事共同企業体、株式会社奥村組、京滋営業所所長、土屋勝弘氏。5、契約の方法、一般競争入札による契約。

なお、今回、新庁舎の建築・機械設備工事において、外装工事における有孔折板の設置個所の変更及び追加、新庁舎と新山吹ふれあいセンター間の給排水設備工事等の追加、並びに工期延長をしたことによる現場管理費等の関連経費の増加により変更契約をするものでございます。

以上、簡単でございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　変更の金額は、もともとの落札金額の何%増になるのでしょうか。税抜きでお願いします。

工期の変更もあったということですが、新しい契約では、工期は何月何日までなんでしょうか。

それと変更した中身が今、ご説明ありましたけれども、大体の額、内訳をお願いしたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　脇本総務課長。

理事（脇本和弘）　先ほどのご質問でございますが、まず増えた分につきましては、もともとの落札金額から割合を落としますと、約1.9%でございます。

それと契約日につきましては、当初、令和5年3月20日としておりまし

たけれども、令和5年6月9日までということで工期も延長しております。

それと、その内訳でございますけれども、主な変更点といたしまして、有孔折板の追加、約1,000万円、給排水設備工事の追加が約750万円、それと電動ブラインドの追加320万円、それと受水槽の緊急遮断弁の追加で約130万円、現場管理費等の追加で1,000万円でございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 6月9日までということですが、それは早くできたら、もっと早くできてもらったらいとは思いますが、その後、引っ越ししないといけないわけです。その引っ越しというのは、本来は、3月末にできれば5月までぐらいというような説明を聞いたと思うんですけども、この工事をしながら引っ越しは先にやるというようなことは、竣工しないとできませんか。完了するのはいつ頃と見込んでおられますか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 島田副町長。

副町長（島田智雄） ただいまご説明をさせていただきましたように、工期としては6月9日という形で工期設定をしております。それが完成した後、施設の引継ぎという形になりますので、その後、引っ越しが可能という形になりますので、今現在のところ、7月ぐらいをめどに移転をしたいと考えております。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 7月は1か月間ありますが、引っ越しが完了するのはいつ頃になると、今の見込みで結構ですけど、どう考えておられますか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 島田副町長。

副町長（島田智雄） それこそ、どういう形で引っ越しができるのかというものもありますが、できれば7月の中頃ぐらいには引っ越しをしたいと、考えております。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第59号、工事請負契約変更について同意を求める件を採決します。

議案第59号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第59号は同意することに決定しました。

次に、日程第9、議案第60号、工事請負契約変更について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中坊社会教育課長。

社会教育課長（中坊玲子） それでは、議案第60号、工事請負契約変更について同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

井手町山吹ふれあいセンター建設工事について、下記のとおり請負契約を変更したいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により同意の議決を求める。

記といたしまして、1、契約の対象、3社教工第4号、井手町山吹ふれあいセンター建設工事。2、変更契約金額、金10億6,710万1,200円、うち取引に係る消費税額、金9,700万9,200円。3、今回変更による増額、金1,692万1,300円、うち取引に係る消費税額、金153万8,300円。4、契約の相手方、京都市下京区五条通西洞院西入小柳町518番地、公成・松輝特定建設工事共同企業体、公成建設株式会社、代表取締役、絹川雅則氏。5、契約の方法、一般競争入札による契約。

なお、今回の主な増減の理由といたしましては、「道の駅」的休憩施設の電気設備等工事の追加及びガラスの仕様の変更、工期延長に伴う現場管理費等

の関連経費の増が主な要因であります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 今、工期についてご説明がありませんでしたが、工期の変更はいつからいつになりますか。

それと、この変更金額は当初の落札金額の何%の増額ですか。

今、ご説明があった変更の中身の大体の内訳額をお願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中坊社会教育課長。

社会教育課長（中坊玲子） ただいまのご質問でございます。

工期の変更でございますが、令和5年6月9日までとしております。

続きまして、増額の%でございますが、約1.6%の増となっております。

続きまして、内訳でございます。電気設備工事の追加につきましては約430万円、ガラスの仕様の変更につきまして約400万円、工事延長に伴う現場管理費等の関連経費の増といたしまして約800万円でございます。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） ふれあいセンターとともに図書館が移転するわけですが、ふれあいセンターの現在の建物、この間、売却をするという予算が上がっておりましたが、その売却との関連で、売却してしまったら、その建物は使えないわけですし、工期が延長されるということは、今の建物の売却についても遅れるということになるのか、その点はいかがですか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 島田副町長。

副町長（島田智雄） ご質問にお答えします。

現在のふれあいセンター、売却ではございません。移転補償という形にな

っております、町の方で更地にする、取壊しをして引渡しをするということまでが補償契約の内容になっておりますので、移転が完了した後、町の方で除却するという形になろうかと思っております。

議長（西島寛道） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第60号、工事請負契約変更について同意を求める件を採決します。

議案第60号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第60号は同意することに決定しました。

次に、日程第10、議案第61号、財産取得について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 議案第61号、財産取得について同意を求める件についてご説明申し上げます。

井手町新庁舎什器等備品購入について、下記のとおり財産取得をしたいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により同意の議決を求める。

記といたしまして、1、取得する財産の名称、4井総第11号、井手町新庁舎什器等備品購入、2、取得金額、金6,497万2,600円、うち取引に係る消費税額、金590万6,600円。3、取得の相手方、京都府綴喜郡井手町大字井手小字柏原4番地の3、杉山弘文堂、杉山明昌氏。4、取得の方法、一般競争入札による契約。

なお、今回の新庁舎什器等備品購入につきましては、現在建設中の新庁舎

の什器等の机、椅子等の備品を新規に購入するものでございます。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田利一議員。

6番（谷田利一） 6番、谷田です。ただいまの件ですけれども、入札参加業者名、何者がありましたか。各者の入札金額、入札の予定価格、なお落札率についてお伺いします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） ただいまのご質問でございます。

まず予定価格としては、税抜きですけれども、6,258万3,000円でございます。それで、参加希望がありましたのが3者ございまして、そのうち落札業者であります杉山弘文堂、杉山明昌氏におかれましては、落札金額5,906万6,000円ということで、94.38%でございます。

あとの2者でございますが、あたらしや家具につきましては、無効ということになっております。それと、有限会社城南教材におかれましては、辞退ということでございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 納期はいつになっていきますか。それと、大体何品目ぐらい入れるのかということと、特に高額のもの、単価の高いもので主なものをお願いします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） まず購入する品目なんですけれども、約100品目、約1,200点の什器を購入いたします。

高いものということであれば、応接室の応接セットが単価としては一番高

いものになります。

納期につきましては、発注段階で令和5年4月28日としておりますけれども、本日、ご可決を頂きました後に、業者の方と調整をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第61号、財産取得について同意を求める件を採決します。

議案第61号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第61号は同意することに決定しました。

次に、日程第11、議案第62号、財産取得について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中坊社会教育課長。

社会教育課長（中坊玲子） それでは、議案第62号、財産取得について同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

井手町山吹ふれあいセンター什器等備品購入について、下記のとおり財産取得をしたいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により同意の議決を求める。

記といたしまして、1、取得する財産の名称、4社教備第1号、井手町山吹ふれあいセンター什器等備品購入。2、取得金額、金1,165万5,600円、うち取引に係る消費税額、金105万9,600円。3、取得の相手方、京都府綴喜郡井手町大字井手小字西高月53、有限会社城南教材、代表取締役、脇田英訓氏。4、取得の方法、一般競争入札による契約。

なお、今回の井手町山吹ふれあいセンター什器等備品購入につきましては、現在建設中の山吹ふれあいセンターの什器等備品を新規に購入するものであります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　脇本尚憲議員。

5番（脇本尚憲）　5番、脇本尚憲です。私の方からも質問させていただきます。

まず参加入札業者数と業者名、その入札額、また、取得業者の落札率もお尋ねします。

主な備品の購入について、その備品がどういったものであるのか、また、高額なものはどういったものがあって、その金額が分かれば、教えていただければ。あと、品目も分かればお願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　中坊社会教育課長。

社会教育課長（中坊玲子）　ただいまの質問にお答えいたします。

入札業者の数は3者でございます。まず、落札業者であります有限会社城南教材、こちらにつきましては1,059万6,000円、落札率は94.26%でございます。他の業者でございます杉山弘文堂、1,075万2,000円、あと、あたらしや家具につきましては無効でございます。

どのようなものを購入するかでございますけれども、1階の集会室や会議室の会議用のテーブル、椅子、2階図書館の閲覧席のテーブルや椅子、授乳室のおむつ台、テーブル、椅子、あと、カウンターや執務室の事務机や椅子など、必要な家具を購入するものでございまして、27品目で約350点となっております。

高額なものとしたしましては、図書館の閲覧机、こちらが高額なものとなっております、49万5,000円でございます。

以上でございます。

議長（西島寛道）　ほかに質疑ありませんか。



(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 小割直彦議員。

2番(小割直彦) 2番、小割直彦です。議案第61号と第62号の財産取得で、7,500万円ほどの備品、什器が入るわけですが、例えばふとした不注意でその備品が壊れた場合、その辺の補償というのはどう考えておられるのでしょうか。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 寺井企画財政課長。

企画財政課長(寺井佳孝) 庁舎に係る財産、机や椅子については、町村会の保険に加入いたしまして、必要に応じて補償を受けているところでございます。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第62号、財産取得について同意を求める件を採決します。

議案第62号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第62号は同意することに決定しました。

次に、日程第12、発議第7号、GIGAスクール構想による一人1台端末や通信環境の整備・維持、ICTを活用した教育の振興のための恒常的な国の支援策の創設に関する意見書を議題とします。

発議第7号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 奥田俊夫議員。

4番(奥田俊夫) 4番、奥田俊夫です。GIGAスクール構想による一人

1 台端末や通信環境の整備・維持、ICTを活用した教育の振興のための恒常的な国の支援策の創設に関する意見書を、会議規則第14条第1項の規定により、読み上げて提案させていただきます。

提出者、井手町議会議員、奥田俊夫。賛成者、井手町議会議員、谷田利一。

子どもたちが豊かな創造性を備え、変化の激しい未来社会を自立的に生きていくため、一人ひとりの個性や能力に合わせた教育の実現を図るとともに、持続可能で活力のある未来社会の担い手として、求められる資質や能力を育成する教育環境を整備することは、我が国の初等中等教育において極めて重要な課題となっています。

政府・文部科学省においては、こうした点を踏まえ、また、コロナ禍における遠隔授業等の実施を早期に可能とするため、令和5年度までとされていた「GIGAスクール構想」に基づく整備計画を前倒しされ、全国の地方自治体への強力な財政支援を行い、令和3年度までに児童生徒一人1台の端末（タブレット端末）の整備は、全国的にほぼ完了したところです。

今後、文部科学省の方針としてデジタル教科書を順次導入していくことが決定していますが、それも、全ての児童生徒が情報端末を使って学ぶ環境が維持されてこそ実現するところです。また、義務教育は無償であることや、児童生徒の家庭的経済状況を考慮することも不可欠です。

しかしながら、地方自治体の財政力は、自治体ごとに違いはあるとはいうものの、国の強力な財政支援がなければ、情報端末や通信環境等の整備・維持を、将来にわたって行っていくことは大変困難です。本町においても、財政状況は厳しく、今後見込まれる多額の関係経費の財源確保は難しい状況にあります。

つきましては、GIGAスクール構想による一人1台端末や、その適切な活用に係る環境を整えるため、下記のとおり、恒常的な地方自治体への支援制度を国において整備されますことを要望します。

記といたしまして、1、一人1台端末（タブレット端末）の整備・更新及び回線速度改善等に係る恒常的な国庫補助措置を講じること。

2、学習支援ソフトウェアの購入経費に係る支援を図ること。

3、通信費に対する財政支援を講じること。

4、情報通信技術支援員等（ICT支援員等）の配置及び充実への支援を図ること。

5、デジタル教科書無償化及びその活用に対する支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ご賛同よろしく申し上げます。

議長（西島寛道）　　これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、発議第7号、GIGAスクール構想による一人1台端末や通信環境の整備・維持、ICTを活用した教育の振興のための恒常的な国の支援策の創設に関する意見書を採決します。

発議第7号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道）　　挙手全員です。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

先ほどの報告第11号、専決処分の印刷が訂正されましたので、配付させていただきます。今後は気をつけてください。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　　間違いは誰にでも起こり得ることだから、それで訂正をきちんとすれば、説明をすればいいと思います。だけど、報告するときに、明らかに総務課長は間違いに気づいたんです。議長も分かったでしょう、止めてもらわないといけません。議会は誤った報告をそのまま受けてしまったんです。

総務課長は、自分で気がついたのに、そのまま最後まで報告して、明らかにおかしいのは分かっている、報告したとごまかそうとしたんです。それは断じて許せません。間違いはあり得ることだから、きちっと訂正すれば、それでいいと思います。だけど、自分で気がついたのにそのまま読み上げて、減と増のところをごまかして、そのまま通そうとしたんです。それは断じて許せません。町長、どう考えられるんですか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　　汐見町長。

町長（汐見明男）　　それで、訂正したということです。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 本当に身内に甘いです。私たちだって、住民を代表してこの場にいるわけです。そんなごまかしを、いつされているか分からないなんていったら、本当に、常に全部が全部、私たちは当局が出してくる数字まで細かく分からない部分が多いわけです。それは信用しているわけです、きちっと事務をやってくれていると。

分からないまま間違った、それは仕方がない面があるかもしれませんが、分かったんです。明らかに今、説明していても、増額の理由の説明しかなかったから、「あれっ」と思って、私もそれは、最初の額とどう計算したらこれが増になるのかなと思いましたけど、分かったのにそのまま行ったでしょう。その場で訂正もしなかったわけです。それで済むと思っているんです。それはあまりにひどいんじゃないですか。そんなことが続いたら、本当に困ります。住民の方に私たちは責任を持って、議決、手を挙げられなくなるじゃないですか。町長、どう考えておられるんですか。何でも訂正したらいいんですか、そんなごまかしも。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 汐見町長。

町長（汐見明男） そちらから言う前にこちらで訂正させてもらったということ今、話しています。

議長（西島寛道） 今後、このようなことがないようによろしく願いいたします。

次に、日程第13、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。よって、これをもちまして令和4年12月井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時02分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長           西 島 寛 道

署名議員       鎌 田 隆 宏

署名議員       脇 本 尚 憲